

# さつま町国民保護計画新旧対照表

令和6年3月

総務課 危機管理係

新		旧
<p>第1編 総論</p> <p>第1章 6 用語の定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機関名等の表記等 P 4～6</p>		
用 語 等	定 義	
国の対策本部	<u>事態対策本部、緊急処理事態対策本部</u>	
国の現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部、 <u>緊急処理事態現地対策本部</u>	
国の対策本部長	<u>事態対策本部長、緊急処理事態現地対策本部長</u>	
<u>国の現地対策本部長</u>	<u>武力攻撃事態等現地対策本部長、緊急処理事態現地対策本部長</u>	
県対策本部～ 指定公共機関等	(略)	
連 協 長	<u>県の組織の地域連絡協議の会長</u> をいう。	
警察官等～消防機関	(略)	
<u>海上保安部長等</u>	<u>政令で定める管区海上保安本部の事務所（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）の長をいう。</u>	
(3) 特定の用語等 P 5		
用 語 等	定 義	
<u>要配慮者</u>	<u>高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。</u>	

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針 P 7

(1)～(2) (略)

(3) 国民に対する情報提供 (法8関係)

町は、武力攻撃事態等においては、国民に必要な情報を提供することが重要であるため、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保 (法3④関係)

町は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と必要な情報の共有化を図るとともに、平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力 (法4関係)

町は、国民保護法の規定により避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助等について国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法的確な実施 (法9関係)

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の保護について留意する。

特に情報の伝達に当たっては、要配慮者に対し、確実に情報が伝達されるよう努める。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施を確保する。

なお、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 (法7関係)

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保証することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (法22関係)

町は、国、県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行

うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、その内容に応じ、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 P 9

#### ○ 指定地方行政機関の事務 P 10

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>管区内各警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</u></li> <li>2 <u>他管区警察局との連携</u></li> <li>3 <u>管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</u></li> <li>4 <u>警察通信の確保及び統制</u></li> </ul>
九州防衛局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u></li> <li>2 <u>米軍施設内通行等に関する連絡調整</u></li> </ul>
九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</u></li> <li>2 <u>電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。</u></li> <li>3 <u>非常事態における重要通信の確保</u></li> <li>4 <u>非常通信協議会の指導育成</u></li> </ul>
九州財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>地方公共団体に対する災害融資</u></li> <li>2 <u>金融機関に対する緊急措置の指示</u></li> <li>3 <u>普通財産の無償貸付</u></li> <li>4 <u>被災施設の復旧事業費の査定の立会</u></li> </ul>
長崎税関	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>輸入物資の通関手続</u></li> </ul>
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>救援等に係る情報の収集及び提供</u></li> </ul>
鹿児島労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災者の雇用対策</u></li> </ul>
九州農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</u></li> <li>2 <u>農業関連施設の応急復旧</u></li> </ul>
九州森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</u></li> </ul>
九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>救援物資の円滑な供給の確保</u></li> <li>2 <u>商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</u></li> <li>3 <u>被災中小企業の振興</u></li> </ul>
九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>鉱山における災害時の応急対策</u></li> <li>2 <u>危険物等の保全</u></li> </ul>
九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災地における直轄河川、<u>国道等の公共土木施設</u>の応急復旧</u></li> </ul>

九州運輸局	<u>1 運送事業者への連絡調整</u> <u>2 運送施設及び車両の安全保安</u>
福岡管区气象台	<u>1 気象状況の把握及び情報の提供</u>
九州地方環境事務所	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u>
○ 指定地方公共機関の事務 P 1 1	
機関の名称	事務又は業務の大綱
電気事業者	1 電気の安定的供給
ガス事業者	1 ガスの安定的供給
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び物資の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
病院その他の医療機関	1 医療、看護の確保
放送事業者	<u>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</u>
道路管理者	<u>1 道路の管理</u>
日本銀行	<u>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</u> <u>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</u>
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
災害研究機関	<u>1 武力攻撃災害に関する指導、助言等</u>
関係機関の連絡先調整先削除・資料編へ移行	

第4章 町の地理的、社会的特徴 P 1 2

- (1) 地形 (略)
- (2) 気候 (略)
- (3) 人口分布 (令和4年7月：地域防災計画より引用)

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は20,243人、平成27年の調査と比較すると2,157人減少しており、減少率で約10%の減少している。

また、高齢化の状況は、令和2年の国勢調査で8,447人、率にして41.7%と町民の2.4人に1人が65歳以上の高齢者となっている現状であり、本町の高齢化は、県全体より20年、全国より35年早く進行しており、過疎化・高齢化が一段と進行している。

- (4) 道路の位置等

交通条件は、国道3路線(国道267号・328号・504号)が町の中心部で交差しており、それを補完する主要地方道2路線、一般県道16路線と町道 1,171 路線 768kmが、さらには、川薩広域農道、農免農道が町内全域を網羅しており、町民の生活環境の改善と産業経済振興の基礎として重要な役割を担っている。

また、一般国道504号は、地域高規格道路の指定を受け、将来的には高速交通体系を活かした産業活動への波及が期待されている。

- (5) 鉄道、空港の位置等 (略)

- (6) その他 P 1 4

本町の中心部を・・・・・・治水と発電を目的とした鶴田ダム(重力式ダム)がある。

鶴田ダムの概要

型 式	重力式コンクリートダム
流 域 面 積	805 k m <sup>2</sup>
提 高	117.5m
提 長	450m
提 体 積	<u>1,403,000 m<sup>3</sup></u>
総貯水容量	12,300 万m <sup>3</sup>
有効貯水容量	<u>9,800</u> 万m <sup>3</sup>
洪水調節容量	<u>9,800</u> 万m <sup>3</sup>
発 電	最大出力12万kw (第2発電所1万5千kw)

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備

第1 町における組織・体制

1 町の各課室等における平素の業務

【町の各課室統における平素の業務】 P 2 0

課室等名等	平素の業務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護に関する業務の総括に関すること</li> <li>・ 国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する こと</li> <li>・ 避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>・ 避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・ 安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>・ 国民保護措置についての研修及び訓練に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・ 物資及び資材の備蓄等に関すること</li> <li>・ 警察、消防、関係団体との連絡調整に関すること</li> <li>・ 各総合支所との連絡調整に関すること</li> <li>・ 各部署との連絡調整に関すること</li> <li>・ 所管施設の安全確保に関すること</li> </ul>
財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設及び町有財産の安全確保に関すること</li> <li>・ 町所有車両の配車計画、管理に関すること</li> <li>・ <u>輸送機関の輸送能力に関すること</u></li> </ul>
<u>企画政策課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護対策本部等における広報体制の整備に関すること</li> <li>・ 所管施設の安全確保に関すること</li> </ul>
税務課 会計課 <u>監査委員事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の避難誘導に関すること</li> <li>・ 所管施設の安全確保に関すること</li> </ul>

町民環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理に関すること</li> <li>・ 死体の処理並びに埋葬、火葬に関すること</li> <li>・ 所管施設の安全確保に関すること</li> </ul>
保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援に関する体制の整備に関すること</li> <li>・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・ 所管施設の安全確保に関すること</li> </ul>
高齢者支援課 子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援に関する体制の整備に関すること</li> <li>・ <u>要配慮者</u>の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・ 所管施設の安全確保に関すること</li> </ul>
農政課 耕地林業課 農業委員会 担い手育成支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援用食糧の供給体制に関すること</li> <li>・ 農林産物資の供給体制の整備に関すること</li> <li>・ 所管施設の安全確保に関すること</li> </ul>
商工観光PR課 ふるさと振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工団体との連絡調整に関すること</li> <li>・ 所管施設の安全確保に関すること</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路・橋梁等の把握及び整備に関すること</li> <li>・ 所管施設の安全確保に関すること</li> </ul>
水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の安全確保に関すること</li> <li>・ 水の安定供給に関すること</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会との連絡調整に関すること</li> </ul>
教育委員会 教育総務課 社会教育課 給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立学校における避難誘導の体制の整備に関すること</li> <li>・ 社会教育及び社会体育利用者の避難誘導に関すること</li> <li>・ 炊き出しに関すること</li> <li>・ 小中学校の応急教育に関すること</li> <li>・ 文化財の保護に関すること</li> <li>・ 所管施設の安全確保に関すること</li> </ul>

鶴田支所	・ 本庁各課等の事務分掌に準じた鶴田支所管内の対策に関する事	
薩摩支所	・ 本庁各課等の事務分掌に準じた薩摩支所管内の対策に関する事	
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関する事（救急、救助を含む）</li> <li>・ 警戒区域の設定に関する事</li> <li>・ 住民の避難誘導に関する事</li> <li>・ 消防団との連携に関する事</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事</li> </ul>	
<b>2 町職員の参集基準等</b> （法41関係） (1)～(4) 略 (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 <b>【町対策本部長の代替職員】</b> P 2 3		
名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（ <b>第2順位</b> ）
町 長	副町長	<b>総務課長</b>
<b>3 消防機関の体制</b> （法41関係）（略）		
<b>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</b> （法6関係） <b>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</b> P 2 4		
区 分	項 目	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	商工観光 <b>PR</b> 課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	商工観光 <b>PR</b> 課
	土地等の使用に関する事。(法第82条)	税務課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	税務課
	<u>車両等の破損措置に関する事。(法155条第2項において準用する災対法76条の3第2項後段)</u>	<b>税務課</b>

実費弁償 (法 159 条第 2 項)	医療の実施の要請等によるもの。(法 85 条第 1・2 項)	保健福祉課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。(法第 70 条 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条 1 項)	総務課
	医療の実施の要請等によるもの。(法 85 条第 1・2 項)	保健福祉課
不服申立てに関する事。(法第 6 条、175 条)		総務課
訴訟に関する事。(法第 6 条、175 条)		総務課

#### 5 町の組織整備等 (法 4 1 関係) P 2 5

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常時消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を含む。）を図るなど、24 時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

#### 第 2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方 (略)

2 県との連携 (略)

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

(2) 消防機関の連携体制の整備

【参考：消防、防災における相互応援協定】 P 2 7

協定名称	応援内容等
①鹿児島県内消防相互応援協定 (平成 30 年 12 月 20 日締結)	(対象とする災害) ・高層建築火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの ・大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害 ・石油コンビナート指定地域 ・航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
②薩摩川内市 (略)	消防組織法第 39 条の規定に基づく消防相互応援協定
③伊佐湧水消防組合との間における消防相互応援協定 (平成 21 年 2 月 1 日締結)	消防組織法第 39 条の規定に基づく消防相互応援協定

④霧島市（略）	消防組織法第 39 条の規定に基づく消防相互応援協定	
⑤出水市（略）	消防組織法第 39 条の規定に基づく消防相互応援協定	
第 3 通信の確保 P 2 9		
(1) 非常通信体制の整備（略）		
(2) 非常通信体制の確保（略）		
施設・設備面	・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）及び防災行政無線等を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。	
	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。	
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	
	以下略	
第 4 情報収集・提供等体制整備 P 3 0		
1 基本的考え方（略）		
2 警報等の伝達に必要な準備		
(1) ～ (6) 略 P 3 1		
(7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備・活用		
① 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備		
町は、対処に時間的余裕のない事態に対する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。		
② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用		
町は、消防庁から配信される緊急避難行動に関する情報を受信した際は、防災行政無線等を通じて住民に瞬時に情報提供を行うこととする。		
なお、住民への情報提供は次のとおりとする。		
・武力攻撃事態における警報（ゲリラ等）		
・武力攻撃予測事態における警報（航空攻撃等）		
・弾道ミサイル攻撃に係る警報		
・緊急対処事態における警報（大規模テロ）		
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 P 3 1		
(1) 安否情報の種類及び報告様式		
町は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以		

下参照) に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて、県に報告する。

## 第5 研修及び訓練 P 3 4

### 1 研修 (略)

### 2 訓練

#### (1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、町消防本部、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目 (略)

#### (3) 訓練に当たっての留意事項 P 3 5

##### ① 略

② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、公民館・公民会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集 (法 52、54 関係)

(略)

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料 (例)】 P 3 6

○ 住宅地図

～ (略)

○ 避難行動要支援者名簿

#### (2) 隣接する市町との連携の確保 (略)

#### (3) 要配慮者への配慮 P 3 7

町は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### 5 避難施設の指定への協力 P 3 8

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

### 第4章 国民保護に関する啓発

#### 1 国民保護措置に関する啓発 (法43関係) (略)

#### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 P 4 3

##### (1) 住民に期待される協力 (法第4条関係)

町は、武力攻撃災害時において住民が自発的に行う協力事項について、啓発資料を活用して住民への周知を図る。

- ・ 住民の避難や被災者の救援の援助 (法第70条第1項、法第80条第1項)
- ・ 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助 (法第115条第1項)
- ・ 保健衛生の確保に関する措置の援助 (法第123条第1項)
- ・ 避難に関する訓練への参加 (法第42条第3項)

##### (2) 住民がとるべき対処等の啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料 (内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など) を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

##### (3) 備蓄に関する啓発

町は、住民に対し、防災における備蓄品とも関連し、食料品、飲料水、及び生活必需品について、3日間を目安として、各家庭に備えるように啓発を図る。

##### (4) 町は、日本赤十字社鹿児島県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

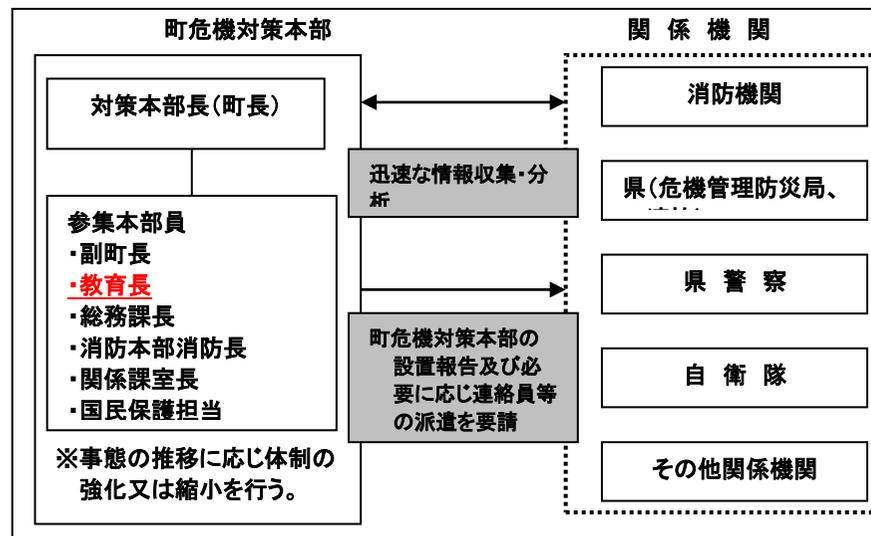
第3編 武力攻撃事態等への対処 P 4 5

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 町の初動体制の確保

(1)～(2) 略

※【町危機対策本部の構成等】 P 4 6



第2章 町対策本部の設置等

1 町対策本部の設置 (法27～30関係) P 4 9

(1)～(2) 略

(3) 町対策本部の構成 (経年変化による修正・地域防災計画との整合)

ア) 町対策本部は、町対策本部長 (以下「本部長」という。)、副本部長、本部員で構成する。

本部長は、町長を、副本部長は副町長をもって充てる。

本部員は、教育長及び各課の長をもって充てる。

なお、町長に事故や不測の事態があった場合には、副町長、総務対策部長及びあらかじめ指定された部長の順 (地方自治法第152条3項に基づき、さつま町長の職務を代理する職員を定める規則による。) で町長に代わる意思決定を行う。

イ) 略

(別表) さつま町国民保護対策本部組織図 P 5 0 別表 1 参照

さつま町国民保護対策本部の対策部、班の所掌事務 P 5 1 ~ 5 5

(4) 町対策本部における広報等 P 5 6

①~② 略

③ 留意事項

ア) ~イ) 略

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

名 称	住 所	連 絡 先
日本放送協会鹿児島放送局 薩摩川内報道	薩摩川内市向田本町16-12	0996-23-2900
(株)南日本放送 川内支社	薩摩川内市原田町3-7	0996-23-7230
鹿児島テレビ放送(株) さつま川内支局	薩摩川内市 <u>大小路町34-26</u>	0996-23-6150
(株)鹿児島放送	鹿児島市与次郎2-5-12	099-251-5111
(株)鹿児島読売テレビ	鹿児島市与次郎1-9-34	099-285-5555
(株)エフエム鹿児島	鹿児島市東千石町1-38	099-239-1133
朝日新聞社 薩摩川内支局	薩摩川内市御領下町2-58	0996-23-3058
読売新聞社 薩摩川内通信部	薩摩川内市 <u>横馬場町8-22-1</u>	0996-23-2070
毎日新聞社 薩摩川内通信部	薩摩川内市 <u>中郷1-12-9</u>	0996-23- <u>4072</u>
南日本新聞社 薩摩川内総局	薩摩川内市東向田町4-13	0996-23-2009
南日本新聞社 さつま支局	さつま町轟町5-2	0996-53-0025

第 3 章 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部との連携 (法 3 ④関係) P 6 0

(1) 略

(2) 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会又は緊急対処事態合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を開催したときは、合同対策協議会に参加し、国民保護措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）に関する情報を交換し、相互協力する。

#### 第4章 警報及び避難の指示等 P 6 4

##### 1 警報の内容の伝達等 (法47関係) (略)

##### 2 警報の内容の伝達方法 (法 47 関係) P 6 5

(1) 警報の内容警報の内容は、緊急情報ネットワーク (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段により、原則として以下の要領により行う。

① 略

② 略

※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によつて情報が伝達されなかった場合、緊急情報ネットワーク (Em-Net) によつて伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る。

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部・消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行う。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、公民館、公民会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性

を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、町は、県警察の所有する手段を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係課との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

##### 3 避難実施要領の策定 (法 61 関係) P 6 8

(1) 略

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

①～⑤ 略

⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置)

⑦以下略

##### 4 避難住民の誘導 (法 62 関係)

(1) 略

(2) 消防機関の活動 P 7 0

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う

等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、公民館、公民会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3)～(5) 略

(6) 高齢者、障がい者等への配慮 P 7 1

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

## 第5章 救護

1 救護 ～ 2 関係機関との連携 (略)

3 救援の内容 P 7 4

(1) 救援の基準等 (法75③, 令10, 11関係)

町長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集 (略)

2 県に対する報告 P 7 6

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処 (略)

～第3 生活関連等施設の安全確保 (略)

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処 P 8 5

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処 P 8 5

町は、薩摩川内市に所在する原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響を鑑み、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 地域防災計画(原子力災害対策編)等に準じた措置の実施

町は、国民保護その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じて措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)もしくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

② 町長は、消防機関からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所轄する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施 P 8 6

町によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 住民の避難誘導等

① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

② 町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合には、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通報する。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

① 町は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

② 町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに国の対処方針や被害措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な対策を講ずる。

(6) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 避難退城時検査及び簡易除染の実施

町長は、避難の際の住民等に対する避難退城時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 飲食物の摂取制限等

町長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 職員の安全確保 P 8 7

町長又は消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

第12章 さつま町の特性に応ずる対処 P 9 6

1 市街地における対処 (略)

2 中山間地域における対処 (略)

3 ダム及び水力発電に係る武力攻撃災害への対処 P 9 8

町の北東部には、治水と発電を目的とした重力式の鶴田ダムがある。

鶴田ダムは、堤高117.5m、堤頂長450.0mであり、有効貯水容量は9,800万m<sup>3</sup>、最大発電出力12万kwの能力を有する九州で一番高いダムである。(以下略)

資料編 P103

## 1 関係機関の連絡調整先

P104

## (1) 指定地方行政機関等

名 称	所 在 地	電話番号	その他連絡方法
九州整備局	(略)		
(鶴田ダム管理所)	さつま町神子 <u>3988-2</u>	(略)	

## (2) 自衛隊 (略)

## (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

名 称	所 在 地	電話番号	その他連絡方法
指定公共機関 (宮之城郵便局)	(略)	0996-53- <u>1044</u>	
(薩摩郵便局)	(略)		
(山崎郵便局)	さつま町山崎 <u>109-2</u>	(略)	
(鶴田郵便局)	(略)	(略)	
(西日本・・・略)	(略)	(略)	
(日本赤十字・・・略)	・宮之城屋地 <u>2117-1</u>	(略)	
(日本放送・・・略)		(略)	
(九州電力株式会社 <u>川内配電事業所</u> )		0996- <u>20-0239</u>	
(電源開発株式会社) ～(株・・・エフエム鹿児島)		(略)	
(南国交通株式会社 <u>空港自動車営業所</u> )	<u>霧島市溝辺町麓 1363-5</u>	0995- <u>58-2341</u>	
( <u>鹿児島交通株式会社川内営業所</u> )		(略)	
(社団法人鹿児島トラック協会) ～(社団法人鹿児島県看護協会)		(略)	

## (4) 県の機関 P105

名 称	所 在 地	電話番号	その他
県危機管理 <u>防災局危機管理課</u>	(略)	099-286- <u>2268</u>	
北薩地域振興局総務企画部	(略)		
北薩地域振興局建設部	(略)	0996- <u>22-4075</u>	
北薩地域振興局保健福祉環境部 ～北薩地域振興局農林水産部 農政普及課	(略)		

(5) 警察の機関

名 称	所 在 地	電話番号	その他の連絡方法
さつま警察署	轟町 22-2	0996-53-0110	

(6) 消防機関 (略)

(7) 町関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	その他の連絡方法
さつま町役場 (総務課)	宮之城屋地 1565-2	0996-53-1111	
<u>薩摩支所</u>	求名 12837	0996- <u>53</u> -1111	
<u>鶴田支所</u>	神子 663-1	0996- <u>53</u> -3111	

(8) その他機関

名 称	所 在 地	電話番号	その他の連絡方法
<u>北</u> さつま農業協同組合	虎居 745	0996-53-1121	
<u>北薩</u> 森林組合	<u>出水市平和町 1437</u>	0996- <u>63-2321</u>	
さつま町商工会～ さつま町社会福祉協議会	(略)		
さつま町環境センター (し尿) ～ さつま町やすらぎ苑 (火葬場)	(略)		

2 避難予定場所（指定避難所等） P 1 0 6

番号	地区名	避難場所 (40指定/37施設)	所在地	電話番号	収容 人員	地震	水害	土砂 災害
1	宮之城 屋地	宮之城総合体育館	船木302-1	52-1888	500人	○	○	○
2		屋地楽習館	宮之城屋地887	53-1994	100	○	○	○
3		宮之城鉄道記念館	宮之城屋地 2036-4	53-0525	50	○	○	○
4		盈進小学校	宮之城屋地 1546-3	53-1588	200	○	○	○
5		宮之城中学校	宮之城屋地391	53-1588	200	○	○	○
6	虎居	虎居地区公民館	西新町11-3	53-1272	120	○	×	○
7		県営若草団地集会室	虎居町8-1	—	30	○	○	○
8		宮之城伝統工芸センター	虎居2638	52-1313	50	○	○	○
9		薩摩中央高等学校	虎居1900	53-1207	300	○	○	○
10	時吉	宮之城トレーニングセンター	時吉1743	52-2610	70	○	○	○
11	船木	船木農業構造改善センター	船木769-1	52-1034	70	○	○	○
12	柁野	柁野地区体育館	柁野467	—	50	○	○	○
13	平川	平川区公民館	平川7446-1	—	70	○	○	○
14		平川地区体育館	平川2008-2	—	100	○	○	○
15	湯田	湯田いきいき研修館	湯田900-1	55-2180	100	○	×	○
16	佐志	佐志交流館	広瀬1178	53-0501	100	○	○	○
17	山崎	山崎交流館	山崎853-1	56-8301	100	○	○	○
18	久富木	久富木区公民館	久富木1791-イ	56-9900	70	○	○	○
19	二渡	二渡宮農研修館	二渡4809	56-8290	70	○	○	○
20	白男川	うましき里きららの楽校	白男川1501-1	53-4760	150	○	○	○
21	泊野	泊野地区体育館	泊野451	—	100	○	○	○
22	鶴田	鶴田地区コミュニティセンター	鶴田3424-1	—	60	○	○	○
23		鶴田小学校	神子661-3	59-2017	100	○	○	○
24		鶴田中央公民館	神子666-1	59-2022	100	○	○	○
25		鶴田体育館	神子668-10	—	200	○	○	○
26	神子	鶴田中央公民館	神子666-1	59-2022	100	○	○	○
27		鶴田保健センター	神子228-1	31-5110	100	○	×	○

28		鶴田体育館	神子668-10	—	200	○	○	○
29	柏原	柏原地区集会施設ほたる館	柏原1637-3	—	50	○	○	○
30		柏原小学校	柏原1588	59-8674	100	○	○	○
31	紫尾	紫尾区公民館	紫尾349-5	59-8158	50	×	○	○
32		紫尾地区体育館	紫尾362-1	—	100	○	○	○
33	求名	薩摩農村環境改善センター	求名12753-3	57-0970	100	○	○	○
34		求名交流館	求名3356-1	57-0881	60	×	○	○
35		求名小学校	求名2737	57-0009	100	○	○	○
36		薩摩中学校	求名12761-1	57-0101	150	○	○	○
37	中津川	中津川交流館	中津川2009	57-0884	60	×	○	○
38		中津川小学校	中津川4269	57-0486	100	○	○	○
39	永野	観音滝公園交流センター (休止中)	中津川7601	—	60	○	○	○
40		薩摩農村環境改善センター	求名12753-3	57-0970	100	○	○	○
41		永野ふれあい館 アロン電機㈱第3工場従業員休憩室	永野1022-1	—	30	○	○	○
42	県立宮之城高等技術専門校	船木881	53-0207		○	○	○	
43	北薩広域公園	虎居5470	21-3939		○	○	○	

3 さつま町特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

P 1 0 9 ~ 1 1 7

平成19年3月16日

告示第31号

改正 令和元年6月25日告示第19号

令和3年10月1日告示第130号

目次

第1章 総則(第1条～第4条)第2章 特殊標章の交付等(第5条～第9条)

第3章 身分証明書の交付等(第10条～第13条)

第4章 保管及び返納(第14条・第15条)

第5章 濫用の禁止等(第16条・第17条)

第6章 雑則(第18条・第19条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この告示は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、さつま町の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この告示において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この告示において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 町長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 町の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者

(2) 消防団長及び消防団員

(3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手續)

第4条 町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(第2号様式)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(第1号様式)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(第2号様式)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

## 第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。  
(旗及び車両章の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて、交付するものとする。  
(訓練における使用)

第7条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。  
(特殊標章の特例交付)

第8条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(第3号様式)により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 町長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 町長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(第4号様式)により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証

明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、町長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場

合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第17条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

#### 第6章 雑則

(雑則)

第18条 この告示に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

(庶務)

第19条 さつま町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

#### 附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月25日告示第19号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日告示第130号)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

以下、別表等略

## (1) 弾道ミサイル攻撃の場合

さつま町対策本部から緊急連絡です。

○月○日○時現在、○○国からの「弾道ミサイル」発射の危険性が差し迫っています。今後は、テレビやラジオを通じて、政府における記者会見やニュース等により情報を入手してください。

また、実際に「弾道ミサイル」が発射され、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合には、サイレンなどで警報を発令しますので、避難に関する情報等に十分に注意して下さい。

## 《避難について》

避難する場合は、コンクリートなどの堅固な建物のガラス窓から離れた中央部に避難し、エアコンや換気扇を止め、外気を遮断してください。

また、車両運転中の場合には、道路以外の場所、あるいは道路の左端に駐車し、緊急車両の通行の妨げにならないように車を止めて避難してください。

外出先では、可能な限り大型集客施設や地下施設などの屋内に避難し、余裕がない場合には、爆風等を避けられる堅固な遮蔽物に留まってください。

## 《通報について》

周辺で爆発音（着弾音）と思われる不審な音を聞いた場合には、その音の発信現場からできるだけ遠くに離れ、町や消防、警察などに連絡してください。

## 《携行品について》

避難に備え、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを準備してください。

くれぐれも、近隣の住民にも声をかけ合い、冷静で迅速な避難行動を取るようお願いいたします。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 P 1 1 9

さつま町対策本部から緊急連絡です。

○月○日○時○分現在、○○地点において武装した潜水艦が発見され、  
作業員による攻撃の可能性があります。

よって、付近○○地区を要避難地域とする避難警報を発令します。

ただちに、○○地区の住民は避難準備を開始してください。

《避難について》

避難は、町で一斉輸送を行いますので、本日○○時○○分を目途に、  
○○地区は○○避難場所、○○地区は○○小学校に徒歩で集合してくだ  
さい。

そこから、○○時○○分以降バスなどで○○避難所へ移送します。

この際、車両の使用は介護を要する人とその介護者に限ります。

《携行品について》

避難に備え、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書  
などを準備してください。くれぐれも、近隣の住民にも声をかけ合い、  
冷静で迅速な避難行動をとるようお願いいたします。

(3) 化学剤を用いた攻撃の場合 P 1 1 9

さつま町対策本部から緊急連絡です。

○月○日○時○分発生した爆発は、「化学兵器（○○剤と推定されま  
す。）」を用いた可能性が高く、非常に危険です。

○○地区の住民は直ちに屋内に避難し、窓を閉め、エアコンや換気扇も  
止め外気を遮断してください。

できるだけ、窓のない家の中央の密閉性の高い部屋や2階に避難し、屋  
内に入ったときは、着ていた衣類等をビニール袋に入れて密閉し、手・顔  
・体を水と石鹸でよく洗ってください。

今後は、テレビやラジオ等により情報を入手することに努めてください

。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災  
行政無線や防災行政メール及び電話を優先する。